|  |  |
| --- | --- |
| 質問  基準緩和通所型サービス・運動機能強化通所型サービスＱ＆Ａ | 回答 |
| 1、利用時間が２～３時間とあるが、その中に送迎の時間は含まれるのか。 | 送迎時間は利用時間に含まない。  図1としてはＢが利用時間。  Ｃがサービス提供時間である。 |
| 2、当サービス提供時間（図1Ｃ）内に、買い物支援を行うことはできるか。 | 当サービス内としては不可。 ただし、介護保険最新情報Vol.678の第一と第三に準ずれば可能である。  当サービス提供中の利用者に対し、サービスを一旦中断したうえで保険外サービスとして買い物支援を提供する場合は、引き続き当サービスを提供することが可能である。  そのような場合は、その他関係法令を遵守すること。  また、国土交通省より発出された、「通所介護に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」も参照されたい。 |
| 3、当サービス提供時間（図1Ｃ）内に、実費でお風呂に入ることはできるか。 | 当サービス内としては不可。 当サービス提供中の利用者に対し、サービスを一旦中断したうえで保険外サービスとして入浴を提供する場合は、引き続き当サービスを提供することが可能である。  そのような場合は、その他関係法令を遵守すること。 |
| 4、当サービス提供時間（図1Ｃ）内に、介護保険外で他のサービスを提供することはできるか。  例：基準緩和サービス終了後に送迎の時間まで、保険外で介護予防通所サービスと同等のサービスを提供する。 | 介護保険最新情報Vol.678の第一と第五に準ずれば可能である。  当サービス提供中の利用者に対し、サービスを一旦中断したうえで保険外で他のサービスを提供する場合は、引き続き当サービスを提供することが可能である。  そのような場合は、その他関係法令を遵守すること。 |
| 5、当サービス提供時間（図1Ｃ）内の食事の取扱いについて。 | 当サービス内としては不可。  当サービス提供中の利用者に対し、サービスを一旦中断したうえで保険外サービスの食事を提供する場合は、引き続き当サービスを提供することが可能である。  そのような場合は、その他関係法令を遵守すること。 |
| 6、おでかけ等の外出はいいのか。 | あらかじめ通所介護計画に位置付けられており、効果的な機能訓練等のサービスを提供できるのであれば、屋外でサービスを提供することが可能である。 |
| 7、サービス提供の記録は介護予防通所型サービスと同等の様式でよろしいか。 | 見込みの通り。 |
| 8、現在事業対象者の方には市から通達があるのか。 | 3月末現在で事業対象者の方には、4月中旬頃に通知書を送付した。  また、当サービスについては広報においても掲載している。 |
| 9、カーテンやパーテーションで区切れば独立した部屋とみなされるのか。 | 当サービスの独立した部屋とは、基本的に不動の壁で囲まれた部屋を示しているため、カーテンやパーテーションで区切られた部屋での同時開催は不可である。  ただし、可動間仕切り等のような区切り方であれば独立していると考えられるため、疑義が生じた場合はあらかじめ市との協議を行うこと。 |
| 10、申請書はどこにあるのか。 | 関市のホームページに掲載してある。  必要な書類をダウンロードし使用されたい。 |
| 11、申請書はいつまでに提出すれば良いのか。 | 令和元年5月1日から受付を開始する。  また10月から事業を開始する場合は遅くとも8月1日までには提出されたい。 |
| |  | | --- | | 9：00　　　　　　　　10：00　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12：00　　　　　　　　13：00 | | Ａ  Ａ  Ｂ  Ｃ  送迎  リハビリ等  送迎 |   図1 | |

当Ｑ＆Ａは、関市指定の基準緩和通所型サービス・運動機能強化通所型サービスのみの適用です。

基準については他のサービスや各市町村で異なることがあります。